

IAFSネット規約

(名称)

第1条 本会は、IAFSネット(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と研鑽を図り、もって会員のアグリプロとしての資質向上を促進するとともに、地域のリーダーとして、地域農業・農村の振興と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携に係わる親睦や交流
- (2) 会員の技術、経営能力、指導力の向上に関する情報収集および教育機会の提供
- (3) 農業経営の改善に関する調査・研究
- (4) いわてアグリフロンティアスクールとの連携・協力
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) いわてアグリフロンティアスクールの修了者
- (2) いわてアグリフロンティアスクールに関わる教職員及び関係機関職員
- (3) その他、会長が認めた者

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人に通知しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の規約に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損、または本会の目的に反する行為をしたとき。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 3名以内 運営委員 17名以内(会長、副会長含む)
監事 2名 事務局長 1名

(役員を選出)

第9条 運営委員は、会員から選出する。

- 2 会長、副会長は、運営委員による互選とする。
- 3 監事は、総会において選出する。
- 4 事務局長は、会長が選出し任命する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 監事は、この会の事業及び会計を監査する。

(任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 役員任期が満了した場合でも、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(顧問)

第12条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(総会)

第13条 総会は、毎年定例に開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 5 次の事項は、総会の議決又は承認を要する。
 - (1) 規約の改正
 - (2) 役員を選出
 - (3) 事業計画及び収支予算
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) その他重要事項

(役員会)

第14条 役員会は、会の運営に必要な事項を審議する。

- 2 招集は会長が行う。

3 役員会の議長は、会長が務める。

(会費)

第15条 本会の経費は、入会金、寄付金、その他をもって充てる。

2 本会の入会金は、3,000円とする。

3 会長は、必要に応じ、必要経費を徴収できるものとする。

4 この会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局等)

第16条 本会の事務局は、岩手大学農学部地域連携推進室内(盛岡市上田3-18-8)に置く。

2 本会は、会員からの申し出により部会等を設けることができる。部会等を設置又は解散した際は、部会等の代表者は、IAFSネット会長に届け出るものとする。

(附 則)

この規約は、平成20年11月 6日から施行する。

IAFSネット入会申込書

平成 年 月 日

IAFSネット会長 様

申込者氏名

印

私は、「IAFSネット」への入会を申し込みます。

記

修了コース（年次）	
アグリ管理士取得有無	
住 所	
電 話	
F A X	
e - m a i l	

上記表に必要な事項を記入の上、申し込み願います